

PTA等共済だより

第15号
2014/4/30発行
(不定期発行)

文部科学省生涯学習政策局
社会教育課PTA等共済室
直通電話：03-6734-2971
メール：pykyosai@mext.go.jp

■ 新年度のスタートにあたって

平成26年度がスタートしました。都道府県教育委員会の共済担当の皆さまや共済団体の事務局長や担当者の皆さまにも、異動や交代等があったようです。

4月から共済事業をスタートした山梨県高等学校安全振興会、ボーイスカウト日本連盟を含め、全国で23団体がPTA等共済法に基づく共済事業を実施しております。また、この4月で特例民法法人からの移行も完全に終了したことになります。学校では、新学期がスタートし、児童や生徒のみなさんは、特に新入学の皆さんは、期待と不安でいっぱいのことと思います。真新しい教科書の香りに包まれたあの頃に戻りたい気持ちにもなります。一方、共済事業は、契約手続きが年度末に完了し、共済掛金の振り込みや加入者名簿等の提出等で、しばらくは忙しい日々が続くものと思います。

PTA等共済室は、昨年度と同様、鍋島室長、佐藤補佐、吉谷、向の4人体制です。引き続きよろしく願いたします。



富山県教育委員会生涯学習・文化財室の木村室長から公益認定書の交付を受ける富山県高等学校安全振興会毛利理事長

■ PTA等共済事業を実施する団体に関する税について

公益法人全般、法人税、非営利が徹底された法人について(第1回/全3回)

公益法人には、実施する事業の公益性からさまざまな税制優遇措置があります。移行法人(従来の公益法人(特例民法法人)から一般法人に移行した法人))については、これまでと課税優遇と異なる場合がありますので注意が必要です。共済事業の認可申請をめざし、今後法人を設立する場合も、次の違いを十分に理解した上での対応が必要になります。

公益法人

収益事業(※1)についてのみ課税

認定法上の公益目的事業は収益事業から除外し、非課税

法人登記に係る登録免許税、受取利子・配当等に係る源泉所得税の非課税

※1 収益事業34事業・・・物品販売業、不動産販売業、金融貸付業、物品貸付業、不動産貸付業、製造業、通信業、運送業、倉庫業、請負業、印刷業、出版業、写真業、席貸業、旅館業、料理店業、その他の飲食店業、周旋業、代理業、仲立業、問屋業、鉱業、土石採取業、浴場業、理容業、美容業、興行業、遊技所業遊覧所業、医療保健業、芸芸教授を行う事業、駐車場業、信用保証業、無体財産権の提供等を行う事業、労働者派遣業

一般法人

非営利が徹底された法人(※2)、共益的活動を目的とする法人については、収益事業についてのみ課税
上記以外は、法人税法上普通法人とされ全所得が課税対象となります。

法人登記に係る登録免許税、受取利子・配当等に係る源泉所得税は、課税されることとなります。

※2 非営利性が徹底された法人の要件

- ①定款に剰余金の分配を行わない旨の定めがあること
- ②定款の解散時の残余財産が公益社団・財団法人等の一定の公益的な団体に帰属する旨の定めがあること
- ③上記①または②の要件にある定款の定め違反する行為を行っていないこと。
- ④理事及びその親族等である理事の合計数が理事総数の3分の1以下であること

次回は・・・

「加入者に関する税金
(共済金、保険料控除等)」

■ PTA等共済事務担当者研修会の御案内

標記研修会のご案内を近日中にメールにてご案内いたします。参加ご希望の担当者様は、申込用紙に必要事項を記入の上、5月16日(金)までに、PTA等共済室宛にメール・FAXをお願いいたします。

開催日	6/4(水)	6/5(木) 《オプション講座》	6/6(金)
時間帯	13:00-17:00	13:00-17:00	13:00-17:00
対象	自治体担当者	自治体・団体合同(新任者等向け)	団体担当者(認可後)
観点	ポイントを絞り、より実践的に	PTA等共済の基礎的知識の習得	認可後の適正運営に向けた実践
主な内容(案)	PTA等共済法概説、事業報告書・決算報告書の見方、立入検査、情報交換等	PTA等共済法逐条解説、モデル共済規程解説、情報交換等	コンプラ・個人情報・リスク管理実践編、業務報告書作成、事例発表や情報交換等

■ お知らせ

- ・都道府県教育委員会宛に依頼の共済事業認可申請の意向調査へのご協力ありがとうございました。
- ・法第14条に基づく業務報告書の提出は、毎事業年度終了後三月以内となっています。なお、年度末時点の純資産額が1億円を超える場合は、PTA・青少年教育団体共済監査報告書を添付することになっています。

次号の発行は、

5月下旬。

- ・FAQコーナーは、都合によりお休みさせていただきました。

共済事業認可をご検討中、あるいは認可を受けてこれから本格的な業務を開始する団体の皆さま、教育委員会のご担当者様、ご相談がありましたら、お気軽にPTA等共済室までご連絡ください。一緒に解決していきましょう！

■ 共済団体のご紹介

公益社団法人 全国子ども会連合会（共済事業開始：平成24年4月）

＜共済制度発足2年にあたり＞

制度共済がスタートしてからの2年間を経過しました。振り返るときに、まず思うのは、「安全会（認可前の旧見舞金制度）から安全共済会（認可後の共済制度）へ」の事務局内の意識改革が難儀だったことです。これまで慣例的に認めてきたことや曖昧なまま実施してきたことを法や共済規程に基づき実施していくためには、かなりの意識改革や説明等が必要でした。

全子連事務局内は、旧見舞金制度を担当していた職員の退職と新たな採用等入れ替えがあったことから、比較的スムーズに移行できましたが、全国59か所にある都道府県・指定都市の事務局の方々への周知徹底には、2年以上の月日を要しました。毎日、5時間以上も電話対応に追われていた1年目の日々が懐かしい思い出になりつつあります。

暗中模索の状態、何とかここまで辿り着けたのには、5つの要因があります。

1点目は、良い人材がいたことです。たまたまですが、若い頃に保険のプロであった損保会社と生保会社のOBが1名ずつおり、保険及び保険業界に精通していたこと。また、その下で文句言いつつも頑張ってくれた職員がいたことが早期の安定運用につながりました。2点目は、システム対応です。安価で、自在性の高いシステムを導入し、活用できたことで初期段階では事務の標準化、その後は効率化にもなりました。3点目は、全国59の事務局の方々が、色々有りましたが前向きに協力していただいたことです。4点目は、都道府県・指定都市子連の会長で組織する共済委員会の委員の皆様が、審査等で事務局をしっかりと支えていただいたことです。最後の5点目は、文科省の吉谷係長はじめ皆さまが、きめ細かく、温かく、時には嫌味かと思うほど厳しくご指導いただいたことです。まだまだ、人間の成長で言えば、幼児から小学生になるぐらいの段階ですが、約400万人の加入者から信頼される共済制度に作り上げていきたいと日々努力しております。

（公益社団法人全国子ども会連合会 事務局 杉浦隆）



4/17-18全国子ども会連合会
事務担当者会議

■ 団体向け内部研修の取り組み

昨年度におきましては、15団体から25回の派遣依頼をいただき、共済事業の法的な位置づけや内部管理、他関連する事項について研修会を実施させていただきました。団体によっては、多くの役員参加の下で、共済法の逐条解説等を朝から夕方まで実施するなど、熱心な取り組みも見られました。一方であまり余力なく実施していない団体もあるようです。共済法や共済規程への理解、コンプライアンス・リスク・個人情報管理等の研修が求められます。

5～6月にかけて、役員や事務局体制の交代等もある時期かと思われます。はじめてPTA等共済法に従事される方やもう一度じっくりと理解したい方、定期的に勉強したい方等事情は様々かと思われませんが、講師派遣を積極的に御活用していただければと思います。

実施にあたっては、事前に団体の事務局の方と相談した上で決めさせていただいていますが、以下はその例になります。御参考に。実施等の御予定がある場合は、お早目に御相談ください。

（研修テーマの例）

認可基礎編 PTA等共済法逐条解説、モデル共済規程解説、認可申請手続き、やさしく学ぼうシリーズ（全10項目）、PTA等共済法に基づく共済事業の法的位置づけ、認可状況と最新動向、共済と保険の基礎知識

監督基礎編 監督指針の解説、検査マニュアルの解説、役割分担、公益法人の各機関の役割と責任、

応用・実践編 コンプライアンス管理、個人情報管理、リスク管理、委託先管理、区分経理と年度末経理処理、セルフチェック実習と解説（コンプライアンス・個人情報）

その他課題解決 団体の課題や実情に応じて 例）具体的な共済規程の検討、掛金の算出、認可申請手続き、添付書類の作成、各種内部規程の策定 等



福島県郡山市「静御前堂」の桜

■ 編集後記 共済事業に携わり、昨年度で退職された方から、桜の写真（右上）をいただきました。福島県郡山市にある「静御前堂」は、源義経を慕って奥州へ下り、悲しみのあまり池に身を投じた静御前の御霊を祀ったお堂です。お堂は、天明年間に改装された非常に古いもので、今でも地元の方々的大事にされているようです。

静御前については、各地方で様々な物語が存在しているようですが、いずれも各地で慕われ祀られているようです。「吉野山 峰の白雪 ふみわけて 入りにし人の 跡ぞ恋しき」は、静御前が義経を慕って読んだ歌ですが、私も、写真を見ながら、静御前堂に訪れ、綺麗に咲き誇る桜の目にしたのを想像して、1句つくってみました。

「遥かなる 武士（もののふ）達の 恋の跡 静かに御前（おんまえ） 桜咲きにけり」（字余り） Copyright (C) 2014 tadashi.yoshiya
今年度も本誌ともどもよろしくお願いたします。（PTA等共済室：吉谷）